



第 20 号 2024 (令和 6) 年 2 月 26 日発行

発行者: 桐友会会長 巖水法乗 Tel: 06-6790-8350

【事務局】〒546-0042 大阪市東住吉区西今川 1-11-22

信悦寺・木本和行 Tel: 06-6713-7205

## 2023 (令和 5) 年度 定期総会・中央研修会開催

2023 (令和 5) 年 5 月 26 日 (金)

大阪弁護士会館

### ① 定期総会

午後 3 時 30 分から、開会式・勤行を執り行い、岡橋聖舟会長挨拶、龍谷大学校友会清水卓智理事挨拶の後、総会議事に入りました。

まず定足数を確認、総会成立を宣言。議事は会則に則り会長が進行しました。

令和 5 年度事業報告、及び令和 5 年度決算報告がなされ監査報告とともに承認されました。

令和 6 年度事業計画 (案) 及び令和 6 年度予算 (案) が提案され、いずれも承認いただきました。

さらに、役員改選では巖水法乗氏を第 6 代会長とする新体制が承認され、滞りなく定期総会を終えました。

(本紙 20 ページに役員名簿・顧問名簿を掲載)

### ② 中央研修会

午後 4 時 30 分からの中央研修会では、まず桐友会顧問・篤志面接委員・弁護士の大川哲次先生の「地域で寄り添う犯罪被害者支援～被害者を孤立させない社会に」の講演を、さらに NPO 法人セカンドチャンス代表・駿府学園篤志面接委員の才門辰史先生の「少年院出院者の歩み・少年院を一步外に出た日・人生は何度でもやり直せる」の講演をいただきました。

(講演内容につきましては、本紙 P2～に掲載)

中央研修会終了後、午後 6 時 40 分から、同館地階の洋食倶楽部“EN”で恒例の懇親交流会を開催。出席された皆様には、新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の人流や集まりの回復を期に、お一人おひとりが本当に久しぶりに、楽しく和気藹々に旧交を温め、食事と歓談のひとつきを過ごすことができ、それぞれが日頃の矯正教化活動の一端や近況報告をスピーチ。

皆様の熱い想いにふれ、学歌斉唱をもって閉会・解散となる有意義で大切な時間を恵まれました。



巖水法乗

はじめに

去る平成12年(2000年)に元龍谷大学校友会会長の釋晃先生から校友会の支部に《矯正教化》の支部を作ってはどうか…?とのお声かけがありました。



この第一声から今日の『桐友会』が準備され、翌年の平成13年(2001年)に設置された結成準備会には①岩瀬慈尊先生②脇屋眞一先生③小松勝昭先生④本川英暁先生⑤寺廣映嗣先生⑥吉光宏昭先生⑦竹内英昭先生⑧和田宏之先生⑨根来英純先生⑩小職・巖水法乗等の熱意と協力の中『桐友会』が産声を上げて結成に至りました。基本情報も手持ち資金も無いままに手探りで準備させていただいたことが懐かしく思い出されます。残念ながら今日では、ほぼ半分の先生方が故人となっております。

いよいよ来年には設立25周年を迎えます今日、各位にはこれまでのご協力ご尽力にあらためて甚深なる謝意を申すことです。

・早くも「第6代会長」に、

25年の時間の中で歴代会長としては、早くも6代目の会長職となりました。『桐友会』は全国の刑務所・拘置所・少年院などの矯正施設に“教誨師”や“篤志面接委員”として西本願寺関係で約320名の先生方が活躍してくださっています。

また、広く全国的な展開の中で、ひたすら受刑者(触法少年)の改善更生と社会復帰を願うそれぞれに職責を果たされています。

一方、再犯防止や社会復帰などの指導は施設内指導(教誨・篤面指導)では大変厳しい状況となっております。受刑者が社会復帰して社会内処遇(保護司)にどれくらい貢献できているか、日々自問自答の活動内容です。

その中で『桐友会』では一年間に2回の研修会と施設参観を行い、座学と現場の現地研修を重ねています。

また『桐友会』は顧問の方々から裁判官・検事・弁護士の法曹関係者、さらには矯正職員OBや更生保護OB、また龍谷大学矯正・保護総合センターの教授陣…など豪華な指導者の下で組織運営・研修・活動が実施されています。

・25周年を迎えるにあたって

来年2025年(令和7年)は『桐友会設立25周年』に当たります。今年一年をかけて記念大会の準備をいたします。

どうか皆様のご協力の下で記念大会を盛会に開催させていただきたいと考えております。

【中央研修会講演録】

地域で寄り添う犯罪被害者支援

～被害者を孤立させない社会に～

桐友会顧問・大阪被害者支援アドボカシーセンター代表理事 弁護士 大川 哲次

第1. 日本の被害者支援活動の契機とその後のあゆみ

1. 日本の犯罪被害者支援活動の契機

(1) 1991年10月3日、東京での犯罪被害者給付金制度発足10周年記念シンポジウムでの、1990年に飲酒運転で長男(18歳)を奪われた富山県の母親で保健師大久保恵美子さんの次の発言が日本の被害者支援活動の契機となった。

「私の息子は、1990年10月12日、飲酒運転者に殺されました。殺された後の数ヶ月間、私はどうやって生きていけばいいのか分からず、本当に無我夢中で、日本には何か私を精神的に助けてくれるところがないのかと必死になって探しまし

たけれども何もありませんでした。

先程パネリストの先生からも、『日本では、被害者の声として出てこない、本当にそれが被害者のニーズなのか』という発言もありました。でも被害者の立場になりますと、はい、私が被害に遭いましたと大きな声で言って、大きな声で泣ける、そういう社会ではありません。今の日本は大きな声で泣きたくても泣けないんです。ただじっと自分で我慢しなければならないのが今の日本の姿だと思います。日本ではそういう被害者を精神的に救う道が何もない。まずそれを創ってほしいと思うことなんです。先程、「被害者が立ち直るための被害者同士での話し合いが一番大切だ」という発言がありましたが、それを支援してくれる専門家の方たちの助言がないとうまく立ち直っていきません。子どもを殺された親は、このような辛い思いをもう他の人たちにさせたくないという気持ちでいっぱいなのです。どんな協力も惜しみませんから、10周年記念シンポジウムが開かれたこの機会に、是非、一歩でもいいんです。一歩だけでも踏み出してください。お願いします。」

(2) 被害者手記集 「伝えたい想いー犯罪被害者が紡いだことば」

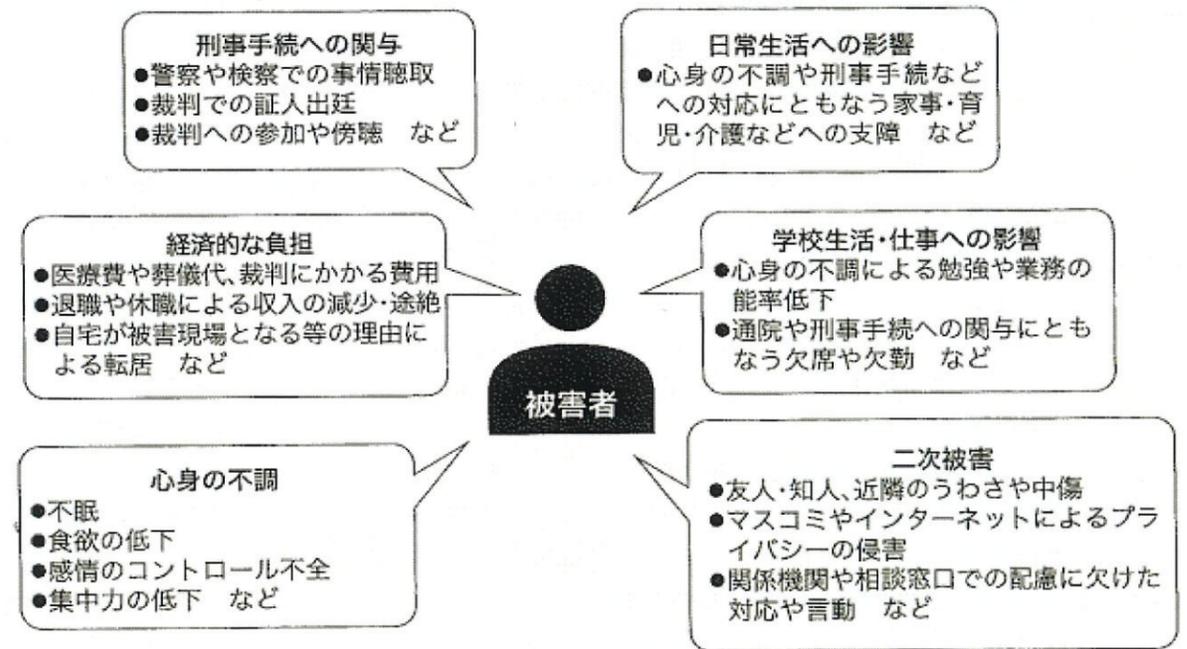
第2集感想文コンクール(2015.10.31)最優秀賞

関西大学総合情報学部1年 谷口今日子さんの感想文

「ある日突然、大切な人を奪われる悲しみや憎しみの大きさは、私にはまったく想像もできませんでした。しかし、この手記集を読むことで、こうした想いを抱いている人や助けを必要としている人がたくさんいるということを知ることができました。ただ、疑問に思ったことは、加害者は、裁判が終わり罪を償えば更生し、罪を犯したという意識は残るものの、再び日常を送ることができず、被害者の方々はそうはいきません。大切な人を突然失い、奪われたという悲しみを一生背負っていくことになります。そして、今まで当たり前のように続いていた日常生活が突如奪われ、大切な人を失ったという現実を受け止めながら、その後の人生を生きていかなければなりません。

なぜ、加害者が守られ被害者が苦しまなければならないのか、本当に守るべき相手は被害者なのではないか、と私は強い憤りを覚えました。」

(3) 犯罪被害者の現状



2. 日本における犯罪被害者支援のあゆみ

30年ほど前までは、被害者は支援する人のない、一種タブー視された存在だった。

日本における被害者支援の経過

1967年 市瀬朝一氏 「殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会」

1970年 大谷實氏 「犯罪被害者補償制度を促進する会」

- 1974年 三菱重工業ビル爆破事件
- 1980年 犯罪被害者等給付金支給法制定
- 1991年 「犯罪被害給付制度創設・犯罪被害救援基金設立10周年記念シンポジウム」での一遺族  
大久保恵美子さんの発言
- 1992年 「犯罪被害者実態調査」実施
- 1992年 「犯罪被害者相談室」開設（東京医科歯科大学内）
- 1995年 「水戸被害者援助センター」発足
- 1996年 「大阪被害者相談室」開設（日本で3番目の民間被害者支援組織）
- 1996年 「被害者対策要綱」策定（警察庁）
- 1998年 全国被害者支援ネットワーク結成
- 1999年 「犯罪被害者の権利宣言」発表（全国被害者支援ネットワーク）

(1) 被害者団体の設立と活動

- 1991年 「全国交通事故遺族の会」（2012年解散）
- 1997年 「少年犯罪被害当事者の会」
- 1999年 「TAV 交通死被害者の会」
- 2000年 「全国犯罪被害者の会（あすの会）」（2017年解散・2022年再結成）

(2) 被害者支援の拡がりとは整備

- 2000年 犯罪被害者保護二法制定
- 2000年 児童虐待防止法制定、ストーカー規制法制定、少年法一部改正
- 2001年 DV防止法制定、危険運転致死傷罪新設、犯罪被害者等給付金支給法改正早期援助団体の指定制度
- 2004年 児童虐待防止法一部改正、DV防止法一部改正
- 2004年 犯罪被害者等基本法成立（犯罪被害等の権利・利益の保護と支援をうたう）
- 2005年 犯罪被害者等基本計画の閣議決定
  - 基本方針： ① 尊厳にふさわしい処遇を保障すること
  - ② 個々の事情に応じて支援が適切に行われること
  - ③ 必要な支援が途切れなく行われること
  - ④ 国民の総意形成しながら展開されること
- 2006年 犯罪被害者週間実施
- 2007年 犯罪被害者給付金法一部改正
- 2007年 犯罪被害者等権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部改正
  - ① 被害者の刑事裁判参加制度
  - ② 被害者の個人情報保護の制度
  - ③ 損害賠償命令制度
  - ④ 公判記録の閲覧・謄写範囲の拡大
  - ⑤ 民事訴訟におけるビデオリンク
- 2008年 少年法改正
- 2010年 刑法、刑事訴訟法改正→殺人事件等の時効廃止
- 2011年 第2次犯罪被害者等基本計画の閣議決定
- 2014年 自動車運転死傷行為処罰法の施行
- 2016年 第3次犯罪被害者等基本計画の閣議決定
- 2017年 刑法改正→性犯罪の厳罰化
- 2021年 第4次犯罪被害者等基本計画の閣議決定
- 2022年 改正少年法施行、侮辱罪厳罰化

(3) まだ残る問題点

- 再び平穏な生活を営むことができるための支援の立ち遅れ
- 被害者感情を語る場がなかなかない
- 心理的問題
- 偏見
- 事実を知るための苦勞
- 減刑理由への疑問
- 裁判で被害者の未来が語られることはない
- 死者の名誉を誰が守るか
- 形骸化する謝罪と賠償（経済的保障）
- 加害者出所後の問題
- 取り残された被害者（少年事件、精神障害者事件、未解決事件、加害者の自殺事件等）
- 報道被害

第2. 犯罪被害者等基本法と特化条例が目指すもの

1. 犯罪被害者等基本法（2004年成立）

〔目的（抜粋）〕

近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

〔第4条（国の責務）〕

国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

〔第5条（地方公共団体の責務）〕

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

〔第6条（国民の責務）〕

国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

〔第7条（連携協力）〕

国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

2. 特化条例について

(1) 特化条例とは

特化条例とは、犯罪被害者等支援を目的として制定された条例の通称。各都道府県、市町村単位で制定が進められている。現状全ての自治体において制定されている訳ではなく、地域格差も存在する。令和4年3月時点において、35の都道府県、400弱の市町村において制定済。

大阪府においては、令和4年3月時点で府の特化条例は制定済、市町村の特化条例は3つの自治体（大阪市、堺市、摂津市）において制定済、40の自治体で未制定である。

八尾市、河内長野市においては、近年中の犯罪被害者等支援条例の制定を検討中。

## (2) 特化条例の意義

特化条例は、既に犯罪被害に遭った過去の被害者や遺族(少数者)のためだけの施策ではなく、明日犯罪被害に遭うかもしれない全ての市民(多数者)のための将来のセーフティネット施策でもある。

犯罪被害は、加害者が第一義の法的責任を負うことは当然として、犯罪被害を防止できなかった社会(行政)にも責任がある。行政の責任として都道府県や市町村の義務、また民間支援団体等との役割分担などを明確化するのが特化条例である。国も犯罪被害者等基本法や犯給法を制定しているが、実際の被害者支援においては、被害者との距離が近い行政、つまり地方自治体こそが「寄り添える」支援に適している。

## (3) 特化条例の内容

条例の内容は、犯罪被害者の権利を明記し、その自治体において支援を義務付けることは基本とし、各自治体においてそれぞれの特徴もある。大阪府の特化条例においては、「被害者支援調整会議」を設置して、関係機関等の連携・協力によるワンストップ支援体制の構築を定めている。

## 3. 大阪府犯罪被害者等支援条例(2019年成立)

### [概要]

「犯罪被害者等基本法」や「犯罪被害者等基本計画」などの国の被害者支援対策が制定され、他方で大阪府の犯罪発生件数は全国でも高い傾向にあった(平成29年時点で10万人当たりの刑法犯・凶悪犯の犯罪率は、ともに全国平均を上回り、大阪府が最多)。平成30年4月時点において、14道県で犯罪被害者支援に特化した条例を制定される中、平成30年5月犯罪被害者等の支援に関する条例の制定を求める請願が定例会に提出され、全会一致で採択。平成30年7月～9月条例制定のための懇話会が開催され、2019年条例制定。

理念として、犯罪被害者の尊厳が尊重され、被害者が置かれた状況に応じて適切に、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨とし、関係者相互の連携と協力ですること(1～3条)が規定されている。主なポイントとして、各主体の責任の明確化(4～7条)、関係機関等の連携・協力による“ワンストップ支援体制の構築”(19～21条)などがある。

### [第3条(基本理念)]

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されることを旨として推進されなければならない。

### [第4条(府の責務)]

府は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### [第6条(府民の責務)]

府民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### [第19条(被害者支援調整会議)]

府は、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村とともに総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置する。被害者支援調整会議は、民間支援団体その他の関係機関と緊密に連携し、犯罪被害者等が、当該関係機関のいずれに支援を求めた場合においても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

## 4. 大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例(2020年成立)

### (1) [概要]

大阪府被害者支援条例に続き、大阪市においても2019年3～6月の懇話会を経て2020年大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例が制定、施行された。理念として、犯罪被害者の尊厳が尊重され、被害者が置かれた状況に応じて適切に、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨とし、関係者相互の連携と協力ですること(1～3条)が規定されている。主なポイントとして、被害発生初期段階における支援(7条)、見舞金の支給及び日常生活の支援及び心理的外傷からの回復に向けた支援(9～10条)を、明文として記載していることがある。

### [第5条(市民の責務)]

市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

### [第7条(被害発生初期段階における支援)]

本市は、犯罪被害者等の支援のために設置しなければならない窓口において、重大な犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等に関する事項で市長が定めるものの連絡を受けたときは、当該犯罪被害者等に対し、当該被害からの早期の回復を図るため、速やかに本市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

### [第9条の1(見舞金の支給)]

本市は、犯罪被害者等が重大な犯罪等により受けた精神的又は身体的な苦痛を慰藉するため、当該犯罪等の被害を受けた犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給を行うものとする。

### [第9条の2(日常生活の支援)]

本市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、日常の家事に係る支援その他必要な支援を行うものとする。

### [第10条(心理的外傷からの回復に向けた支援)]

本市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた心理的外傷から早期に回復することができるようにするため、心理的外傷を受けた犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、医療費の助成その他必要な支援を行うものとする。

### [第16条(意見の反映)]

本市は、本市が実施する犯罪被害者等支援施策について犯罪被害者等、有識者及び市民からの意見を反映するよう努めるものとする。

## (2) 大阪市犯罪被害者等見舞金及び助成金

### [概要]

遺族見舞金 一事件につき30万円

重傷病見舞金 一事件につき10万円

性犯罪被害見舞金 一事件につき10万円

助成金による支援 犯罪被害により就学前の児童の保育が困難となった場合

(上限:1回3,000円、合計10回まで)

犯罪被害により精神医療機関を受診した方に対し、医療費を助成

(上限:1回5,000円、合計24回まで)

犯罪被害により現住居に居住することが困難となった場合に、一時的な居住の確保に要する費用を助成

(上限:7,500円/泊25泊まで)

犯罪被害により居住することが困難となった住居から転居するための運送及び荷造り等のサービスに要する費用を助成(上限:1回20万円、1回まで)

※死亡や重傷病などの重大な犯罪等の被害に遭った犯罪被害者等が対象

金子みすゞ

『私と小鳥と鈴と』  
あなたはあなたでいい  
私が両手をひろげても、  
お空はちっとも飛べないが、  
飛べる小鳥は私のように、  
地面(じべた)を速くは走れない。  
私からだをゆすっても、  
きれいな音は出ないけど、  
あの鳴る鈴は私のように、  
たくさんな唄は知らないよ。  
鈴と、小鳥と、それから私、  
みんなちがって、みんないい。

5. 明石市の特化条例

(1) 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例(2011年成立)

相談・情報提供の支援	日常生活の支援	経済的な支援
精通弁護士等による法律相談	家事援助・配食サービス 介護支援者派遣	支援金
臨床心理士等による心理相談	一時保育費用補助	貸付金
	教育関係費支援	立替支援金
	住居復旧・防犯対策 費用補助	特例給付金
	家賃補助	裁判出席旅費補助
	転居費用補助	財産開示手続・ 情報取得手続費用補助
	宿泊費用補助	再提訴等支援
	就労準備金支援	真相究明支援



(2) 経済的支援の内容

内容	対象者	金額	申請期間	具体的な支援策
支援金 (7条)	①死亡 遺族 ②傷害 重傷病(療養に1ヶ月以上の期間を要する負傷又は疾病)を負った犯罪被害者本人	①死亡 40万円 ②重傷病 20万円	知った日から2年 被害発生日から7年	遺族支援金又は重傷病支援金を支給する。
特例給付金 (7条の2)	※特例給付金は、①死亡(遺族)のみ	20万円	知った日から3年	加害者が刑事責任を問われない等の理由により立替支援金の支給を受けられない遺族に対し、特例給付金を支給する。
貸付金 (7条の3)		上限50万円 (1万円単位)	被害発生日から1年	無利子の資金の貸付を行う。償還期間は貸付月の翌月から42ヶ月以内。

内容	対象者	金額	申請期間	具体的な支援策
立替支援金 (14条)	①死亡 遺族 ②傷害 重傷病(療養に1ヶ月以上の期間を要する負傷又は疾病)を負った犯罪被害者本人 ③性犯罪被害 犯罪被害を受けた犯罪被害者本人	上限300万円	債務名義に記載された最終の弁済期が到来した日の1年後から3年間	加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義(公正証書を除く。)を取得した犯罪被害者等から当該請求権を譲り受けることを条件として、その金額と同額の立替支援金を犯罪被害者等に支給する。

(3) 明石市の支援実績(2022年4月時点)

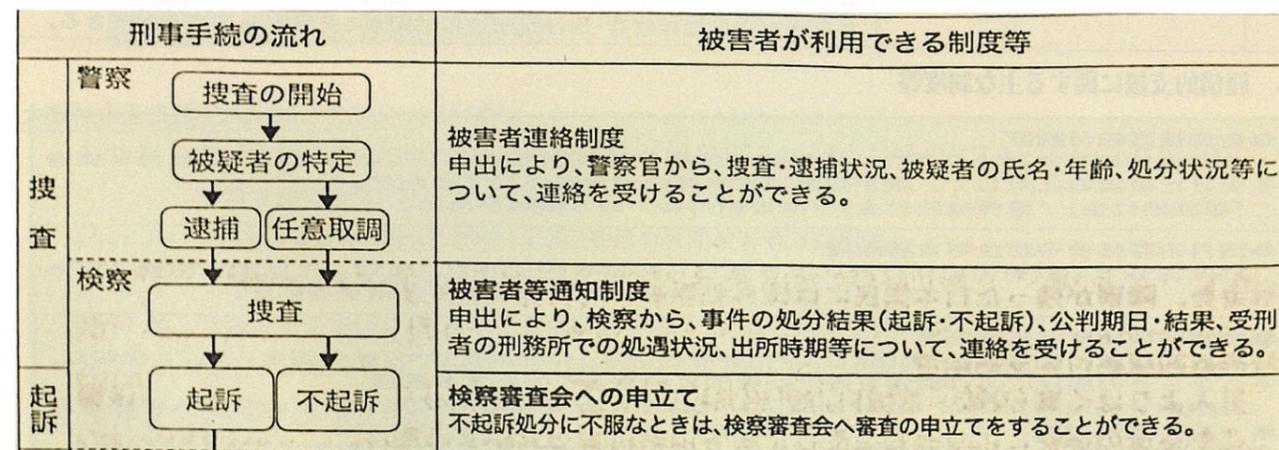
年度	相談・情報提供の支援		日常生活の支援		経済的な支援				支援対象者
	相談のみ	相談料補助	家賃補助	転居費用補助	支援金	貸付金	立替支援金	旅費補助	人数
H23	3	—	—	—	3	—	—	—	6
H24	5	—	1	—	2	2	—	—	7
H25	6	—	—	—	1	—	—	—	7
H26	9	—	—	—	—	—	—	—	9
H27	10	—	—	—	—	—	—	—	10
H28	2	—	—	—	3	—	—	1	5
H29	2	1	—	—	3	—	—	—	5
H30	2	—	—	—	—	—	—	—	2
R01	1	—	1	1	1	—	—	—	3
R02	3	—	1	1	—	—	1	—	5
R03	1	—	—	—	3	—	—	—	4
合計	44	1	3	2	16	2	1	1	63

6. 条例制定の意義

市民の意識の変化

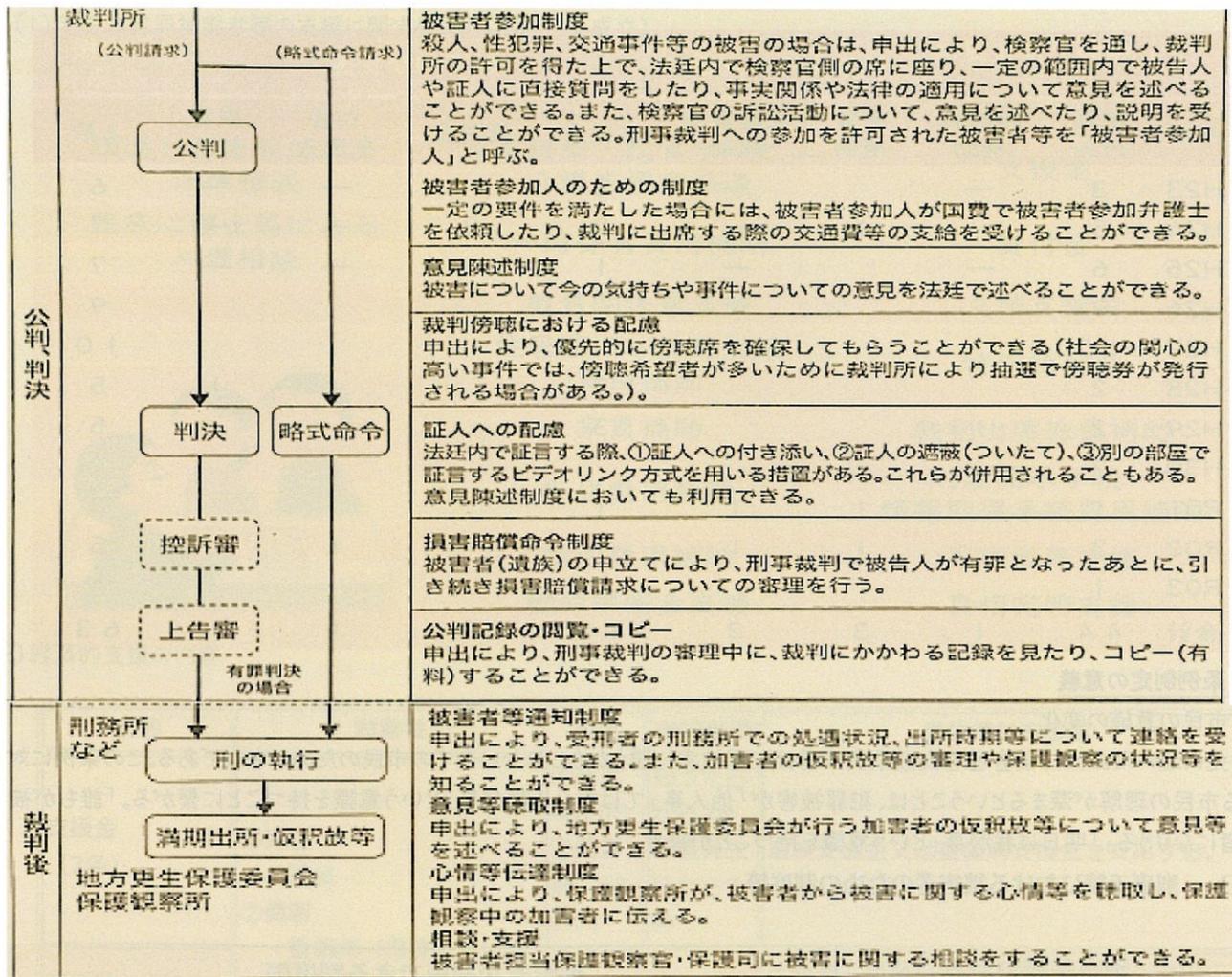
先に述べたように、被害者等支援条例は明日犯罪被害に遭うかもしれない全ての市民のためのものである。この条例に対する市民の理解が深まるということは、犯罪被害が「他人事」ではなく、「我が事」という意識を持つことに繋がる。「誰もが被害者になりうる」「明日は我が身」という意識を持つことが重要

第3. 刑事手続における被害者のための制度等



ごみが落ちているのを見つけても、まあいいや、誰かが拾うだろうって思って放置。  
誰かが泣いていても、いずれ泣き止むだろうと見ないふり。  
そうやっている、いずれ心にまでサボリ癖がついて、情熱を失ってしまいます。  
いつだってやるなら「今」なのです

「善をためらっては、心が悪を楽しんでしまう。」 (ブッダのことば)



#### 第4. 経済的支援に関する主な制度等

<p>●<b>犯罪被害給付制度</b> 故意の犯罪行為により死亡した被害者の遺族又は重傷病もしくは障害という重大な被害を受けた被害者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度。「遺族給付金」「重傷病給付金」「障害給付金」の3種類がある。</p>
<p>●<b>国外犯罪被害弔慰金等支給制度</b> 日本国外での故意の犯罪行為により死亡した日本国民の遺族に対しては国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民には国外犯罪被害障害見舞金を支給する制度。</p>
<p>●<b>被害回復給付金支給制度</b> 犯人よりはるく奪(没収・追徴)した「犯罪被害財産」を金銭化して「給付資金」として保管し、そこからその事件により被害を受けた者等に給付金を支給する制度。 詐欺罪や高金利受領罪(出資法違反)といった財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)は、その犯罪が組織的に行われた場合やいわゆるマネーロンダリングが行われた場合のみ、刑事裁判により犯人からはく奪することができる。</p>
<p>●<b>性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の公費負担制度</b> 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費(初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む)を公費で負担する制度。 身体犯被害についても、犯罪被害に係る診断書料、死体検案書料及び初診料の費用を負担している。</p>
<p>●<b>カウンセリング費用の公費負担制度</b> 精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費により負担する制度。</p>
<p>●<b>その他:</b> 一時居所の提供 転居費用の助成/家賃補助 弁護士費用の補助・立替 見舞金支給制度/生活資金貸付制度 など</p>

#### 第5. 犯罪被害者支援と矯正教育

2022年6月17日、刑法の一部改正が成立し、同日公布された。従前の懲役刑・禁固刑を廃止し、拘禁刑が創設される(公布から3年以内施行)。拘禁刑は条文に「改善更生を図るため」「必要な指導を行うことができる」(改正刑法12条3項)と明記されており、これは刑罰の捉え方において、犯罪者に対する「応報」から「指導及び教育」という面が強くなったものである。

この改正に伴い、矯正段階における犯罪被害者のための規定も同時に創設された(公布から1年6ヶ月以内施行)。被害者の心情や状況を聴取し、施設内の受刑者の処遇等に反映させる(刑法84条の2第1項、2項・103条第3項)。被害者の心情等を考慮した矯正教育を実現する趣旨である。

#### 第6. 犯罪被害者支援の課題

犯罪被害者等基本法の制定、都道府県及び市レベルでの条例制定などにより、従前に比べれば年々充実している犯罪被害者支援であるが、法律数のレベルでも、行政のレベルでも加害者支援の手厚さと比べればまだまだ劣っているのが現状。

加害者支援が国から「提供」されるのに対して、被害者支援は被害者自らが「探して求める」必要がある。この制度レベル、体制レベルの差を埋めなければならない。

被害者支援は加害者支援に比べてボランティア等民間団体に依存する割合が大きく、全国的に条例が制定されつつある昨今こそ、「民間」のみならず「行政」の主体的活動が望まれる。

#### 第7. 大阪被害者支援アドボカシーセンター(代表理事 弁護士大川哲次)の活動

##### 1. 被害者支援センターが目指していること

「被害者が、全国どこにいても、いつでも求める支援が受けられ、被害者の声に応える」体制の構築



##### 2. 大阪被害者支援アドボカシーセンターのあゆみ

- 1995年 阪神淡路大震災の被災者への支援活動・大阪YWCAによる「こころのケアネットワーク」立ち上げ 大阪支援アドボカシーセンターの始まり
- 1996年 「大阪被害者相談室」の開設(全国3番目の民間被害者支援組織)
- 1997年 大阪府被害者支援会議に加盟
- 2001年 大阪府警察本部より民間被害者相談員委嘱
- 2002年 NPO法人格を取得、「NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター」に改称
- 2008年 大阪府公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」の指定
- 2013年 大阪府警察本部及び警察庁・全国被害者支援ネットワークより「犯罪被害者支援団体表彰」 大阪市より認定NPOに認定
- 2016年 創立20周年(犯罪被害者支援の創成期より活動してきた団体)

##### 3. 大阪支援アドボカシーセンターの活動

犯罪・事故・災害等の被害者やその関係者の方々に対する

- ① 電話相談
- ② 面接相談
- ③ 弁護士による電話での法律相談
- ④ 臨床心理士によるカウンセリング

⑤ 医療機関との連携

⑥ 直接的支援

- ・要望による裁判所・警察署・検察庁・医療機関・行政機関の関係各所への付き添い、マスコミ対応等
- ・裁判の代理傍聴支援

#### 4. 大阪支援アドボカシーセンターの支援別統計

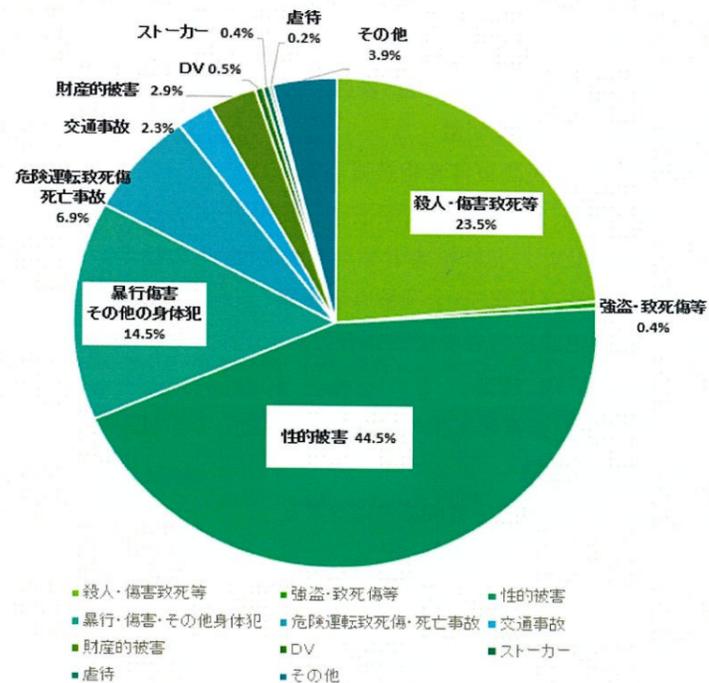
(1) 2014年～2021年度の電話相談・面接相談回数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
身体被害	438	468	775	991	1258	1479	1557	1849
交通被害	107	90	316	356	209	157	179	123
財産被害	48	47	47	64	47	60	58	60
DV, ストーカー, 虐待	32	51	51	39	49	30	22	26
その他死別, 自死, 災害被害等	72	64	72	114	132	121	79	119
総計	697	720	1261	1564	1695	1847	1895	2177

(2) 2014年～2021年度の直接的支援回数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
身体被害	425	372	47	59	119	92	98	108
交通被害	85	62	21	6	12	1	4	6
財産被害	12	1	0	0	0	0	0	1
DV, ストーカー, 虐待	5	23	0	1	0	0	0	0
その他死別, 自死, 災害被害等	1	1	0	0	0	0	0	0
総計	528	459	68	66	131	93	102	115

(3) 被害別支援回数割合グラフ(2020年)



#### 5. 民間被害者支援センターが支援する意義

事件直後から長期に渡り途切れることのない支援が可能

きめ細かな支援

職業人ではない一般市民が関わることにより被害者が社会に対する信頼感を取り戻すのに役立つ

#### 6. 大阪支援アドボカシーセンターの今後の課題

最も大きい課題は財政と知名度

被害者支援の啓発活動

#### 7. アドボカシーセンターへの支援協力をお願い

センターはその活動が活発になればなるほど財政的支援が必要となる運命にあります。

・古本やCDが寄付となる「ホンデリング」

・金券や切手、商品券が寄付になる「金券 de 支援」へのご協力を、可能な限りお願いします

詳細は、センターのホームページにも出ています。

#### 第8. 最後 【最後に被害者手記集の感想文から】 読者の被害者への思いを紹介します。

(大学1年女子)

事故や犯罪に巻き込まれた被害者の方々の多くは、周囲の助けを必要としているということです。被害者の方々の抱える痛みの全てを取り除くことはできませんが、その痛みを分かち合い理解する周囲のサポートが今求められているということを知ることができました。

人を救えるのは人だけ、私だからこそできることを見つけて、少しでも力になっていきたいと思っています。 以上

#### NPO法人 セカンドチャンス代表 才門辰史

#### 少年院を一步外に出た日

私は現在、不動産管理の仕事をしています。仕事とは別に、まっとうに生きてみたい少年院出院者のネットワークであるセカンドチャンス!という活動をしています。私自身、10代の頃、少年院に入っていた経験があります。

私は、中学ぐらいから非行に走り、18歳の時に大阪の少年院に入院することになりました。少年院に入り、一週間ぐらい経ったころ、父から「この手紙から親子関係をやり直さないか?」と手紙が来ました。それを読んだ時、「自分は見捨てられていないな」と思い、この少年院を区切り、もうこんな生き方辞めにして、人生を変えたいと思うようになりました。一年が経ち、いよいよ出院することになりました。

しかし、塀を出た瞬間全然違う世界が待っていました。

(自分が出てきたことを誰も知らないのでは?)

(自分の存在が地元でなくなっているのでは?)

(仲間に出てきたことを伝えたい!)

(遅れを取り戻したい!)

塀を出た瞬間、中で抑え込んでいた気持ちで頭がいっぱいになってしまいました。

迎えに来てくれた父に、

「おとん、手紙や面会でのことあんなん全部うそや、オレはなんにも変わってないからよ。」

そうやってしまっている自分がいました。そして出院当日、共犯のところに行って「俺、出てきたから」と、もう悪ぶっていました。

(また家族を裏切ったか、もうどうでもいい。)

少年院は、起床から就寝まですべてすべきことが決められています。少年院を出た日から、どこにでも行けるし、誰とでも会えます。いきなり自由が手に入って、何をどうしていいかわからなくなります。私がその時感じたのは、『孤独』でした。自分の存在が無くなっている不安でした。そして結局、取り戻すために以前の友達のところへ行ってしまおう。家族からしたら、また裏切られたということになり、もうどうでもいいと、それによりますます悪い方向へ行ってしまうことが多いように思います。

それでも私には、チャンスが与えられました。父の仕事の関係で東京に引っ越すことになりました。

(地元を離れさえすれば、まだやり直せるかも知れない) そんな希望を持ちつつ、仕事をするのと高卒の資格を取ることの2つを約束して、父について東京に行くことにしました。

でも、学校(フリースクール)もすぐにはなくなりませんでした。周りは年下、『カッコ悪い。』少年院の中では、周りの目なんかどうでもいいと思っていました。ところが、社会に出てやり直そうと思ったら、周りの目ばかり気になっている自分がいました。仕事も探しましたが、何度も落ちました。頑張ろうと思って、地元を捨てて東京まで来たのに、なぜ誰も雇ってくれないかと段々怒りが湧いてきました。チンピラみたいな服装で繁華街をフラフラするようになりました。

(誰からも必要とされてない。俺なんか社会にいない方がいい。)

惨めな気持ちになり、とても不安定な時期を送っていました。

## 私の人生を変えた三つの存在

行かなくなっていた学校(フリースクール)の学園長から「フリースクールを手伝ってくれないか?」と言われました。人生で初めて真っ当な大人に頼られた、必要とされた気がしました。

「はい!」  
その声かけから、生まれて初めて仕事が続きました。6年間の間に、私は社会で通用するんだという自信、社会人なんだという誇りを持つようになりました。子供の頃にいつしか失った自信と誇りと自覚を取り戻すということ、これは私の生き直しにとってとても大切な感覚だったと思います。

特に少年院出業者は、社会から必要とされる経験が少ないと思います。だけど、もし必要とされたら、そんな社会があれば、大きく変わる可能性があると思っています。

そしてフリースクールの社会人推薦で私は、夜間の社会福祉学科の大学生になりました。そこで元法務教官の大学教授との出会いがあり、

「私、実は少年院出業者なんです。」とカミングアウトし、そこから自分のドロドロした部分も含め何でも本音を話せる大人との出会いとなりました。

その出会いから私のセカンドチャンス!の活動が始まりました。

どんなに裏切っても見捨てることがなかった家族の存在、自分のことを必要としてくれた雇い主である学園長の

存在、ドロドロした部分もわかってくれる元法務教官の大学教授の存在、この三つの存在が、私を導き、人生が大きく変わっていきました。

少年院出業者にとって、見捨てない存在、自分のことを必要としてくれる存在、何でも言える存在の3つがあれば、失敗を繰り返しながらもやり直しができると信じています。

## セカンドチャンス!について

セカンドチャンスは、少年院出業者が同じ経験者と仲間として共に成長し合うことを目的とした団体です。当事者だけでなく、元法務教官、元保護観察官、非行少年に関わっている方、大学生なども同じメンバーとして共に活動しています。

主な活動は2つで、交流会と少年院でのメッセージ活動です。

交流会では、仲間で集って、ミーティングをしたり食事に行ったりします。ここでは上下関係はなく、利用者、支援者という関係もありません。仲間として、ありのままの本音を出せる関係づくりを大切にしています。

少年院でもメッセージ活動は、少年院を出ても独りではないということ、少年院を出てもなんだってなれるということ伝えていっています。

少年院を出て生き方を変えた人の情報は多くありません。そこで、セカンドチャンス!のメンバーがOBとして訪問することにより、色々な生き方があるんだということも知ってもらいたいと思っています。

今は、セカンドチャンス!でつながっている少年院出業者は100人ぐらいです。でもこの輪が1000人、2000人に広がることによって、犯罪者が犯罪を辞めたい、生き方を変えたいと思った瞬間、全国に仲間が出来て、一緒に頑張ろうと励ましあえる社会にできればと思い、これからも大切に輪を広げていきたいと思っています。

## ③ 地方研修会

日時:令和5年9月6日(水)~7日(木)

場所:① 松本少年刑務所

② 有明高原寮

参加者:11名

講師:福島 至先生(弁護士・桐友会顧問)

「裁判記録の保持」



乾井智彦先生(ワンネス財団・矯正専門官)

「断らない、見捨てない支援」

※ 15 ページから「講演録」を掲載



(松本少年刑務所)



(有明高原寮正面)

地方研修会(松本少年刑務所・有明高原寮)

## フォトアルバム

(松本少年刑務所での意見交換会)



(意見交換会参加の皆さん)



## 【地方研修会講演録】

— その1 —

## 裁判記録の保存について

龍谷大学名誉教授・研究フェロー 福島 至

### 1 はじめに

長年、訴訟記録の保管・保存と利用に対する関心を持っていた。いまから20年以上前には、共同研究の成果を、編著『コンメンタル刑事確定訴訟記録法』(現代人文社、1999年)として出版した。この研究会には、弘中惇一郎弁護士(ゴーン氏の元弁護士)などにも参加いただいていた。現在は司法情報公開研究会に属し、その共同代表を江川紹子(ジャーナリスト)さんとともに務めている。

### 2 神戸連続児童殺傷事件記録廃棄問題

2022年10月に、神戸新聞のスクープによって、標記事件の全ての記録を神戸家庭裁判所が廃棄していることが明らかになった。その後も、重要な少年事件記録や民事裁判記録の廃棄が、相次いで判明した。裁判所は、なぜ重要な記録をかくも簡単に廃棄してしまうのか、国民の多くは信じられない思いだった。

当初、最高裁は動きが鈍かったが、被害者遺族の批判を受け、有識者委員会を設けて調査を行った。有識者委員会は2023年5月に調査報告書を公表した。それを受けて最高裁長官は、この問題の原因は「最高裁の対応の不適切さにあり、率直に反省している」と述べた。最高裁は、同時に、第三者委員会の設置や記録の保存手続きの改善などの再発防止策を示した。

### 3 訴訟記録保存制度の現状

#### (I) 民事事件の記録保存制度

最高裁判所が定めている民事事件記録等保存規程によると、「保存期間が満了した記録及び事件書類は、廃棄する。」(8条1項)と定めている。他方、同規程9条2項は「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」と定めている。

原則は廃棄せよとしており、例外的に「史料又は参考資

料」となるべきものは、特別保存することになっている。神戸家庭裁判所が記録を廃棄してしまったのは、原則通りに処理したからに過ぎないと言える。したがって、この原則と例外を逆転にしなければ、また同じような事態を繰り返すおそれがあると思う。

## (2) 刑事事件の記録保存制度

刑事確定訴訟記録法が定めている。同法9条1項は、法務大臣が刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると認めたものを、刑事参考記録として保存することを定めている。著名な刑事事件などが刑事参考記録に指定されており、2022年末で1000件余りを数える。全件のリストは、法務省ホームページで公表されている。

## 4 裁判記録と国立公文書館

公文書管理法1条は、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」と、高らかに宣言している。また、同法14条は、すべての歴史公文書等について、国立公文書館が最終的に受け入れることを定めている。

現時点では、裁判記録を国立公文書館に移管し永久保存する制度ができていないが、民主主義国家としてかかる制度を整備することが急務である。

### — その2 —

## 「断らない、見捨てない支援」

### ワネス財団・元教育専門官 乾井智彦

失礼いたします。ワネス財団で生活指導員をしています乾井智彦です。出身は奈良県吉野郡天川村、永豊寺の次男坊として生まれ、今は奈良県五條市で生活しています。五條市は、柿と巨人の4番バッター岡本選手の出身地で有名で智弁学園があります。

今日は、30年間の刑務所での出会いから学ばせてもらったこと、退官後のひきこもり相談支援士としての出会い、出所者・出院者への相談支援での出会いから学ばせてもらったことを3つの軸としてお話をさせていただきます。

奈良少年刑務所との出会いは、今から30年以上前にまでさかのぼります。きっかけは、当時通っていた大学の

教授が就職先として紹介してくれたこと。「お前にとってはここがぴったりだから行ってこい!」と送り出されたのが奈良少年刑務所でした。

奈良少年刑務所には表門(ひょうもん)と呼ばれる、レンガ造りの大きな正門があります。初めてそれを見たとき、その荘厳さに圧倒され、「僕はここでやっていけるのだろうか?」と不安を抱いたことを覚えています。

私は奈良少年刑務所・和歌山刑務所で、教育専門官として働いていました。教育専門官とは、受刑者に教科指導をしたり、「改善指導」と呼ばれる改善・更生のための特別なプログラムを実施したりする仕事です。

## ～安心できる人・場所・時間～

ワネス財団では、「穴に落ちた人に上から声をかけるのではなく、穴の下まで降りて行き、横に座って話をする」ということを大切にしています。当時の私がかがけた寄り添い方も、それとほとんど同じようなものでした。

私はとある受刑者に、毎日の日記指導を続けていました。彼とは3年もの間少年教育で関わってきたのですが、3年目のある日、彼が「俺のドロドロした話を聞いてくれ」と言い出しました。そして、西日の当たる教室で2時間半、自分がどんなことを考えどうやって人の命を奪ったか、涙を流しながら語ってくれたのです。私は隣に座って一緒に涙を流し、最後には「ありがたう。聞かせてもらえて嬉しかったわ」と伝えて話を終えました。

その日を境に彼は大きく変化していきます。工場の責任者になり、資格を取り、勉強の成績も良くなっていきました。あるとき彼の後輩が「先輩はどうして最近いろんなことができるようになって、昔のように落ち込まなくなったんですか?」と聞くと、彼はこう答えたのです。

「俺は乾井先生に、自分のすべてを聞いてもらえた。ひとりでも理解者がいてくれると思うだけで、不安になっても、落ち込むことはなくなった」。

悩みや苦しみを誰かに話したくとも、以前の彼にはそうできる相手も場所も時間もなかったのでしょう。ですが私という「吐き出す場所」ができ受け止めてもらえたことで、彼に条件付きではない自信がついたのだと思います。

それ以来私は、安心できる人・場所・時間をとても大切にしています。人は、それらがあって初めて「俺ね」「私ね」としんどさを吐き出すことができる。それに寄り添ってもらえた経験が、彼らの「条件付きではない自信」につながっていく。安心できる人・場所・時間こそが、寄り添いのスタートだと思っているからです。

## ～「バツをつけられても 終わり」ではない～

私は、和歌山刑務所を退官後、奈良県内にある地域生活定着支援センターや若者サポートセンターの相談員を経験してきました。その中で、ある方と出会います。

その方は15年間定職につけず、周囲から「怠けている」と見られていました。徹底的に話を聞いていくと、彼の中には朝の行動のルーティンがあるようでした。起床後は朝のニュース番組を見て、散歩をし、コンビニでコーヒーを飲み、帰ってマンガを読んで、それからでないと動けなというのです。そのルーティンを変えることができず、朝から出社が必要な仕事は続かないとのことでした。

「そのルーティンが終わった後なら行けそう?」と聞くと、「それなら行きます」と彼は言いました。そこで私は、11時から働ける仕事を探し出し、彼に紹介したので。その仕事は彼にぴたっとハマったのでしょう。十数年ぶりに、毎日仕事に通うことができている。このように、一見社会に適合できず、バツをつけられてしまう人が、自分にとって生きやすい場所を見つけられることもあるのです。

支援を必要とする人の中には、「一度失敗してしまったから」と生きなおしを諦めてしまったり、失敗を恐れ新たな挑戦をためらったりする人もいられるかもしれません。ですが私は、「バツをつけられたら終わり」などということはないと思っています。そして、失敗の許される生きやすい社会を作るためにも、精一杯力を尽くしていきたいのです。

## ～断らない・見捨てない～

今勤務している職場では、刑務所出所者や少年院を出院してきた人への就労支援や色々なプログラムを実施し、どうにか社会にソフトランディングできる生活をしてもらえるようにと多くの職員が彼らを支援しています。

そんな中で、1人の何度も問題を繰り返す青年に出会います。そんな彼が問題を起こした時、私は腎臓結石手術で膀胱と腎臓に手術の器具を通すステント(パイプ)が入ったまま勤務をしていました。彼は、性格は明るく仕事も人一倍動くことのできる人でした。ただ一つ、パチンコが大好きな人で、嬉しい時も悲しい時も何かあればパチンコに行ってしまう人でした。

彼には、一つ苦手なことがありました。それは、お金を計

画的に使うことができないことです。給料をもらうと、あるだけパチンコに使ってしまい月末には電話代、光熱費が払えない状況になってしまうのです。残りの1万をパチンコで増やそうとするのですが、2万円になってもすべてをつぎ込み持ちお金がなくなってしまう。そして職場から逃げてしまうのです。

居なくなった彼を探してほしいとの、電話が私にかかってきました。この時の私は膀胱から腎臓にステントが入ったままです。長距離を歩くとステントが膀胱を刺激しオシッコが我慢できなくなる状態でした。



急遽お祖母ちゃんのパンパースを借りて34℃の真夏の五條市を、1時間近く彼を探して歩き回りました。やっと公園でウクレレを弾いていた彼を見つけアパートまで連れて帰ります。途中で逃げられたらと考え、彼と手をつないで歩くことにしました。五條市では、5時になると「夕焼け小焼け」の音楽が流れます。その「夕焼け小焼け」

の中を本部の人が待つアパートへ歩きました。

彼が「乾井さん、アパートへ帰るのが怖いです。怒られるとちびりそうです」「心配するな、ワシがもうパンパースの中にちびっているワ」……

彼はこの後も何度も同じことを繰り返し、そのたびに泣きながら謝罪をしてやり直します。私たちは、彼が続けるのなら、何度もやり直しを認め、決して見放さない支援を続けます。今は、支払を先にしてもらい、定期的にお金をもらうことで、落ち着くパチンコに行かなくてもいい生活ができています。

## ～思いを汲んで 寄り添え支え 手塩に掛ける～

私は、支援する人に「無理せず、ぼちぼち」な人生を歩んでほしいと思っています。彼らは、もしかすると、これまでの人生を取り返さなきゃ、必死で生きていかなきゃと思っている人もいられるかもしれません。でも、そんな風に考えるのはやめて「ぼちぼち」でいいと伝えています。

私たちは誰かを応援したいと思ったとき、ついつい「頑張れ」という言葉を使ってしまいがちです。ですが、頑張っているときに「頑張れ」と言われることほどしんどいことはありません。むしろ頑張っているときは「ぼちぼちで」と言

われた方が、楽になれる。だから頑張りすぎず、自分自身に「無理せず、ぼちぼち」と言うようにしています。

最後に、たったひとり「理解者が」いるだけで人生が少し楽になり、自分の居場所だと思える場所が増えていき、再犯しなくてすむ生活ができるかと信じているからです。ありがとうございました。

## 【 寄稿 ① 】

### 顧問 脇屋 眞一



1908(明治 41)年開設の旧奈良監獄・奈良少年刑務所 109年の歴史を刻む明治五大監獄の一つ、重厚華麗なレンガ造り表門です、2017年3月31日の廃庁をもってその扉は閉じられました。

#### <はじめに>

2016年7月に奈良少年刑務所処遇部教育職員からの「奈良少年刑務所は本年度末をもって廃庁となりました」の突如の電話に教誨師・篤志面接委員はまさに「寝耳に水」と大騒ぎに。

その後の顛末は、本会顧問大川哲次(奈良少刑篤志面会長)・同顧問脇屋眞一(教誨師)・同理事岩崎慶昭(県教誨師会長)※( )内は当時の役職、には「廃庁」という現実を前に善後策や対応策にどれほどの心労を費やしたことでしょう。

結果は、奈良少年刑務所廃庁を惜しむいろんな立場の人たちがいた中で、さすが教誨師・篤志面接委員の思いは、「少年たちは、教育の職員さんらはどうなるの」と真剣に・・・施設が1世紀以上もかけて築きあげた矯正教育・更生教育の伝統と知見をいとも簡単に一本の電話連絡で葬り去ったのです。

多くの少年たちや職員と、明日への更生を目指しての

情熱と時間の喪失感「これからどうすればいいの・・・」そのものでした。私自身まもなく教誨師50年、「足の教誨」と「傾聴」を実践して月2~3回の教誨は、48年間で約1,700回という足跡で終わりました。その後は宗派の矯正教化連盟中央委員として後継者育成に心を砕いていますが、「現場を持たない教誨師は寂しいなあ」の今日この頃です。

そんなとき、廃庁後に何かに寄稿したものが見つかりましたので再掲します・・・現実の奈良少年刑務所は、重要文化財建造物指定と2026年オープン予定の星野リゾート「監獄ホテル」にばかりスポットがあたっていますが、下に寄稿した私の拙稿での思いは無残に夢幻に。これまた「寂しい」限りです。お目通し下されば何よりです。



2017(平成 29)年3月1日、奈良少年刑務所聖話室(お内仏)において廃庁に伴う遷座法要を宮地所長はじめ幹部職員と本派教誨師4名で厳修した。

1907(明治40)年、教誨堂落成に際し本派本願寺から阿弥陀仏木像と仏具を寄贈し、盛大な入仏式を挙行。導師は本派本願寺執行足利瑞義、講師は勸学赤松連城であった。

この教誨堂は内陣が腐蝕したので模様替えを行い、昭和14年11月遷仏慶讃法要を挙行。仏像・宮殿・須弥壇・上卓は本派本願寺が寄贈し、具足・釣り灯籠等の諸道具は地域有志や職員からの寄贈による。

## 「新たな施設に伝統と善意の受け皿を」

<2018(平成 30)年作成>

奈良少年刑務所の建築物が保存・活用されるというのは、いいことですが、それに伴い、廃庁となり、それまで培ってきた奈良少年刑務所ならではの教育やボランティアの伝統がバツサリと切られてしまうことには、強い憤りを感じています。教誨師を務めてもうすぐ50年になろうとしています、いま

が、ある意味で子どもたちが一番危うい時代ではないかと感じているところでした。困難を抱えた子どもたちが最後に行きつく「奈良少年刑務所」という癒しと再生・更生の場が、なくなってしまうことが、残念でなりません。

わたしは教誨師として、「傾聴」：ともかく聞く、ひたすら彼の言葉に耳を傾ける、ということに徹して教誨をしてきました。そのために、刑務所に足繁く通う「足の教誨」をモットーとしてきました。最初は、教官に言われて渋々教誨師と面談し、がまんして椅子に座っているような子ども、こちらが根気よく彼に会い、ひたすらに耳を傾けていると、やがて「オレはじめてや、大人に話をちゃんと聞いてもらったの」と言ってくれるようになります。そこまでいけば、半分はうまくいったようなものです。

戦後、日本が発展途上国だった時代は、いわゆる非行少年たちも、もっと単純でした。こちらが親身になれば、やがて「このおっさん、ちょっと違うで」と、心を開いてくれたものです。そうすれば「助けてほしい」「こんな目に遭ってきた」ということも、素直に語ってくれました。

しかし、豊かになり、物が溢れている現代、状況は悪化し複雑化しているように見えます。物が豊かでも心が荒廃しているし、脆弱さがある。社会の歪みのしわ寄せが、弱いところに集まり、子どもたちが大変生きづらくなっている。引きこもりや家庭内暴力、などはみんなそのしわ寄せの結果です。しかも、彼らはSOSを発することができなくなっている。「助けて」と言えない。さまざまな挫折を繰り返しながら、結局救われず、最後に行きつくところが、刑務所なのです。

こんなことをいっておかしいでしょうが、それでも、彼らは刑務所に来られてまだよかったと思います。刑務所であれば、彼らの更生を親身になって考えてくれる人がいます。教官、刑務官、そして教誨師や篤志面接委員、職業訓練の講師の方々も、みんな、彼らがどうしたら社会にうまく戻っていけるかを一生懸命に考えている。

そんな大人に巡り会えず、社会のなかに埋もれて悶々としている孤独な少女が、世の中にはまだまだたくさんいるはず。それが気がかりでなりません。

奈良少年刑務所が廃庁となって、一番心配なのは、まず受刑者である少年たちのこと。奈良少年刑務所独特の、やさし

い、慈愛に満ちた雰囲気の中、ようやく立ち直りかけた彼らが、急によそに行き行って適応できるのが案じられます。

特に戦後長い時間をかけて、職員とボランティアで培ってきた奈良少刑矯正教育の実践の集積という伝統が、ここでプツリ途切れてしまうことは、さらに残念なことです。みんな、役に立ちたい、困っている人に手を差し伸べたいと思っている人々です。その人々の善意の受け皿となるものを、ぜひ廃庁後の新施設に作っていただけないものだろうか。

たとえば、少年院や刑務所を出所した少年少女が一時滞在できるようなケアハウスや、生きにくさを感じている子どもたちが安心して集えるようなフリースクール、教誨師の講話

を一般市民の誰もが聞けるようなカルチャーセンターなど、奈良少年刑務所の伝統を活かし、社会福祉に役立つものを必ず組み込む、という条件で、民間委託という形ででも運営の道を開いていただければと、切に願います。ボランティアたちは、みんな張り切って、新たな挑戦に向かうでしょう。わたしも、そんな場ができれば率先して奉仕させていただきたいと思っています。



## 【 寄稿 ② 】

### 副会長 細川 寛雄

#### 「あの一言から・・・」

「私も龍大卒ですもん!!」この一言が桐友会との関わりが始まりだった。それは、大阪の仏教関係者懇親会の席での何気ない一言から「それなら桐友会に入りいよ!」と故吉光会長のお誘いをいただいたことによる。真言宗教誨師である私が浄土真宗の教誨師方との交流など無縁と思っていたので、思いがけない入会となりました。

入会後は、宗派が違うとはいえ、やはり同じ京都の地で学んだ仲間意識はすごいもので、すぐに打ちとけられました。

研修会では龍谷大学の先生方のお話を聞き学ぶことで久しぶりに学生時代に戻った気がして、新鮮な気持ちになりました。そして研修会の最後には学歌を斉唱し若き血潮が蘇る感じてした。

宗派は異なりますが、今後とも桐友会員としてよろしくお願います。教誨活動20年とはいえ、いまだ試行錯誤の教誨ですが、桐友会の皆さまに支えられながら怠ることなく教誨活動の学びを続けていく思いです。

(名簿の氏名は「敬称略」表記)

## 役員名簿

## 顧問名簿

会長	巖水 法乗(大阪刑務所・大拘置所・和歌山刑務所)
副会長	細川 寛雄(大阪刑務所)
副会長	富井都美子(京都刑務所)
副会長	鷲山 和敬(浪速少年院)
監事	小松 勝憲(播磨学園)
監事	安堂 芳雄(京都刑務所)
理事	石田 真住(大阪刑務所・大阪教区教務所長)
理事(会計)	南部 松見(大阪医療刑務所)
理事	山邊 孝史(山形刑務所)
理事	岩崎 慶昭(奈良少年院)
理事	織田 宗卯(岐阜刑務所)
理事	日下 正実(広島刑務所)
理事	田澤 衛(府中刑務所)
理事	野世 真隆(大阪刑務所)
理事	松村 秀方(大阪拘置所)
理事	脇屋 大樹(奈良少年院)
事務局長	木本 和行(大阪刑務所)

福島照男	大阪矯正管区篤志面接委員選考委員、 元東京・大阪両管区長
大堅 敢	弁護士・元検事
大川哲次	弁護士 大阪矯正管内篤志面接委員協議会副会長
福島 至	弁護士・元龍谷大学矯正保護センター長 大阪拘置所篤志面接委員
松田慎一	社会福祉士 元中京地方更生保護委員会委員長
林 宏輔	外科医・元大阪医療刑務所長
竹下三隆	臨床心理士・京都女子大学非常勤講師
中井貫二	千房(株)取締役社長・職親プロジェクト 大阪拘置所・和歌山刑務所篤志面接委員
阪本哲也	元浪速少年院統括専門官
石田陽子	白光荘施設長 元京都刑務所分類教育部長
脇屋真一	本願寺派矯正教化連盟中央委員 桐友会初代会長
佐藤仁孝	特定非営利活動法人 スキマサポートセンター理事長
岡橋聖舟	桐友会前会長

## 編集後記

私が初めて桐友会との関わりを持たせていただいたのは約20年前の京都木屋町「あと村」での研修でした。教誨の意味も分からないままに父親に連れていかれたあの日から早20年、今では奈良少年院の篤志面接委員をさせていただき、桐友会の一員となるまでお育て頂きました。

今年度は初めて長野県松本市方面での地方研修にも参加させていただき、見聞を広め、会員先生はじめ各位との親交を深めさせていただくことが出来ました。まだまだ未熟ではございますが、本会活動の一助となれますよう、まずは会報「とうゆう」編集に尽力してまいりますのでご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

(脇屋大樹)



← こんな写真がありました

2015.2.18

奈良市浄教寺で開催の桐友会奈良大会。奈良少年刑務所の施設参観後、懇親会場「花鹿」での9年前の記念写真の顔ぶれです。

懐かしい方々のお元気なお顔が・・・

(S.W)